第8号様式(第27条関係)

大磯町監査公表第4号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年6月7日

 大磯町監査委員
 仲川
 元秋

 同
 三澤
 龍夫

監査結果報告書

- 1. 監査の種類 定期監査(本監査)
- 2. 監査年月日 平成24年5月23日(水)
- 3. 監査対象の課等 議会事務局
- 4. 監査の期間、範囲、事務
 - ①平成23年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
 - ②監査重点事項は、平成24年度大磯町監査方針による
 - ③その他
- 5. 所掌事務の概要

議会の本会議、常任委員会及び特別委員会の開催、議員活動の援助、議会だよりの発行、請願、陳情やその他議事、調査等に関する事務を実施している。

6. 監査結果概要

平成23年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、 全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

「意見]

住民監査請求の事例には、政務調査費関連のものが非常に多い。公金である政務調査費の事務処理には、万全の体制で注意を払われたい。また、そのためにも、議員に政務調査費の使途等、注意するべき点を理解してもらえるよう、今後も努められたい。